

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………(総務局人事部調査課)…一
- 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………(中央卸売市場管理部総務課)…一

訓令

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………(総務局人事部制度企画課)…二
- 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………(総務局人事部調査課)…二
- 東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………(同)…二

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…三
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…三
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…七
- 平成三十年度狩猟免許試験の実施……………(環境局自然環境部計画課)…八
- 平成三十年度非常勤職員の第一種報酬の額……………(中央卸売市場管理部総務課)…九
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…九

規則(人)

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………二

規程(文)

○東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………二

告示(文)

○昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部改正……………二

正誤

○平成二十五年三月二十九日付東京都訓令第二十一号……………三

○平成三十年三月十五日付東京都告示第三百六十五号……………三

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十七号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正する。

別表三 六の部(四)の項中「中央区築地五丁目二番一号」を「江東区豊洲六丁目六番一号」に改める。

別表三 七の部(三)の項中「東京都中央卸売市場築地市場」を「東京都中央卸売市場豊洲市場」に、「中央区築地五丁目二番一号」を「江東区豊洲六丁目六番一号」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十月十一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十日

●東京都規則第二百二十八号

東京都知事 小池 百合子

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十八年東京都規則第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央卸売市場条例施行規則第二条の二の表に規定する築地市場の市場施設であつて、現に存するものに係る使用料その他施設の使用に関する規定は、なおその効力を有する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第十三号

庁 中 一 般
支 業 所 庁

事 業 所

収用委員会事務局

労働委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十二年東京都訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池 百合子

別表第一本庁行政機関及び地方行政機関の項中「、事業部及び新市場整備部」を「及び事業部」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年十月十一日から施行する。

●東京都訓令第十四号

庁 中 一 般
支 業 所 庁

事 業 所

収用委員会事務局

労働委員会事務局

東京都の標準的な職を定める規程(平成二十八年東京都訓令第六十一号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項の表一の項中「築地市場」を「豊洲市場」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年十月十一日から施行する。

●東京都訓令第十五号

総 務 局

財 務 局

産 業 局

中 央 卸 売 市 場

東京都中央卸売市場処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池 百合子

第二条の表新市場整備部の項を削る。

第三条の表管理部の部総務課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一

号を加える。

十四 豊洲市場との連絡調整に関すること。

第三条の表管理部の部財務課の項に次の一号を加える。

十 築地市場跡地管理に関すること。

第三条の表事業部の部施設課の項第一号中「(他の部及び築地市場に属するものを除く。)」を削り、同表新市場整備部の項を削る。

第四条第三項中「、新市場整備部に事業推進担当課長を」を削る。

第七条第一項第六号中「築地市場」を「豊洲市場」に改める。

第十三条第一項の表中「築地市場」を「豊洲市場」に改め、同条第二項中「築地市場」を「豊洲市場」に改める。

第十四条の見出し中「築地市場」を「豊洲市場」に改め、同条第一項中「築地市場」を「豊洲市場」に改め、同項の表設備課の項第二号中「排水及び冷蔵庫等」を「排水等」に、「並びに」を「及び」に改める。

第十六条第一項、第十七条第三項及び第十八条第一項中「築地市場」を「豊洲市場」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年十月十一日から施行する。

告示

●東京都告示第千四百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・二・七十七号東小岩一丁目公園

三 事業施行期間 平成三十年十月十日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 江戸川区東小岩一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千四百六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき小平市小川四番土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

小平市小川四番土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十九年十月六日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

小平市小川町一丁目の一部

四 事務所の所在地

小平市小川町一丁目二千二百九十番地一

五 設立認可の年月日

平成二十九年十月六日

六 変更認可の年月日

平成三十年十月十日

●東京都告示第千四百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中央区晴海五丁目五百四番 平成三十年九月二十六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百八号

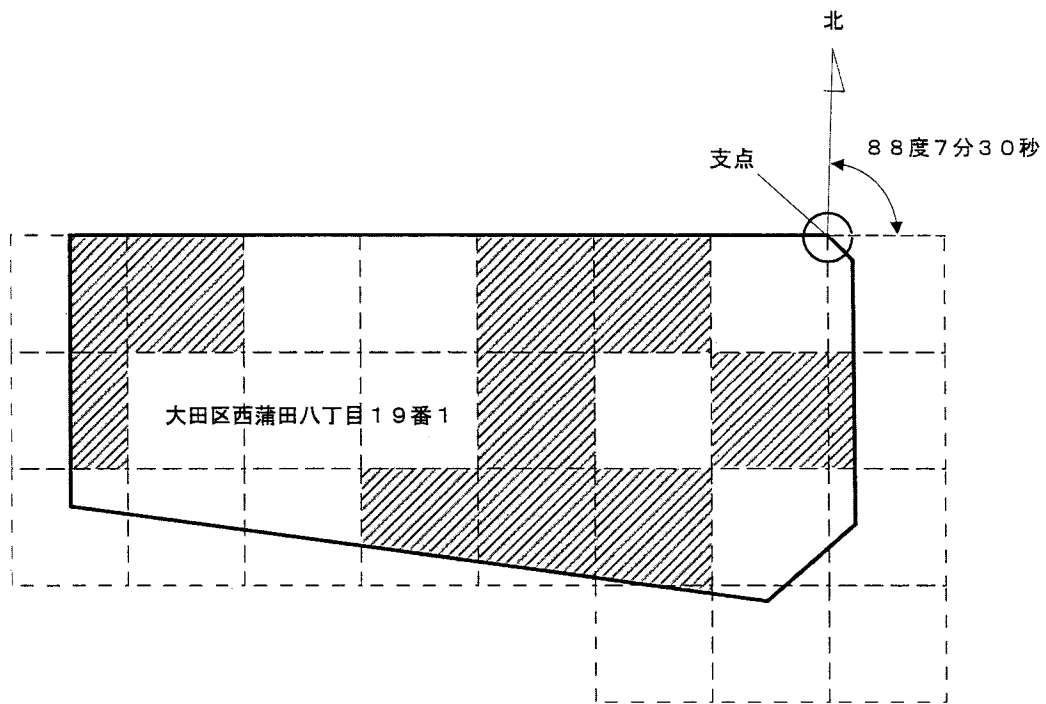
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西蒲田八丁目内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 形質変更時
要届出区域

【支点】

支点は、大田区西蒲田八丁目19番1の最北端とする。

【格子の回転角度(88度7分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

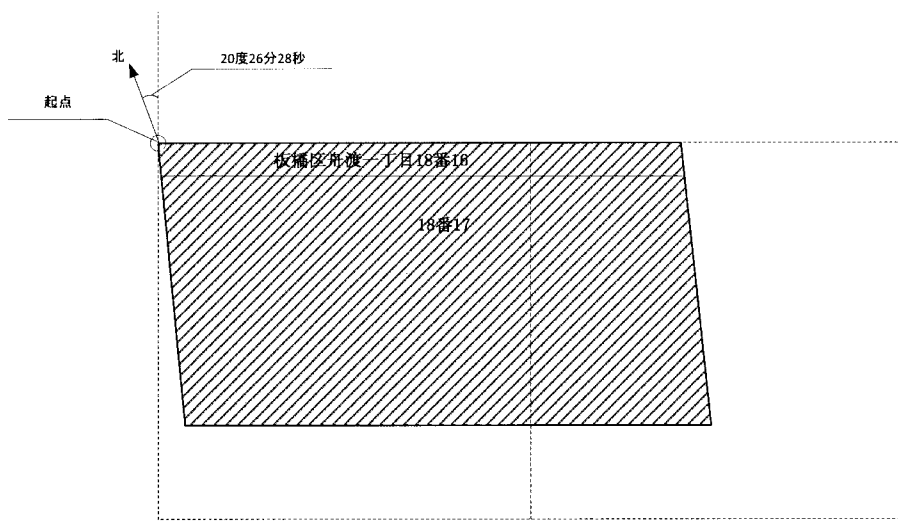
平成三十年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区舟渡一丁目地内）


二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別図



【起点】
起点は板橋区舟渡一丁目18番16の最北端とする。

【格子の回転角度(20度26分28秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 単位区画
 - 敷地境界
 -  形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

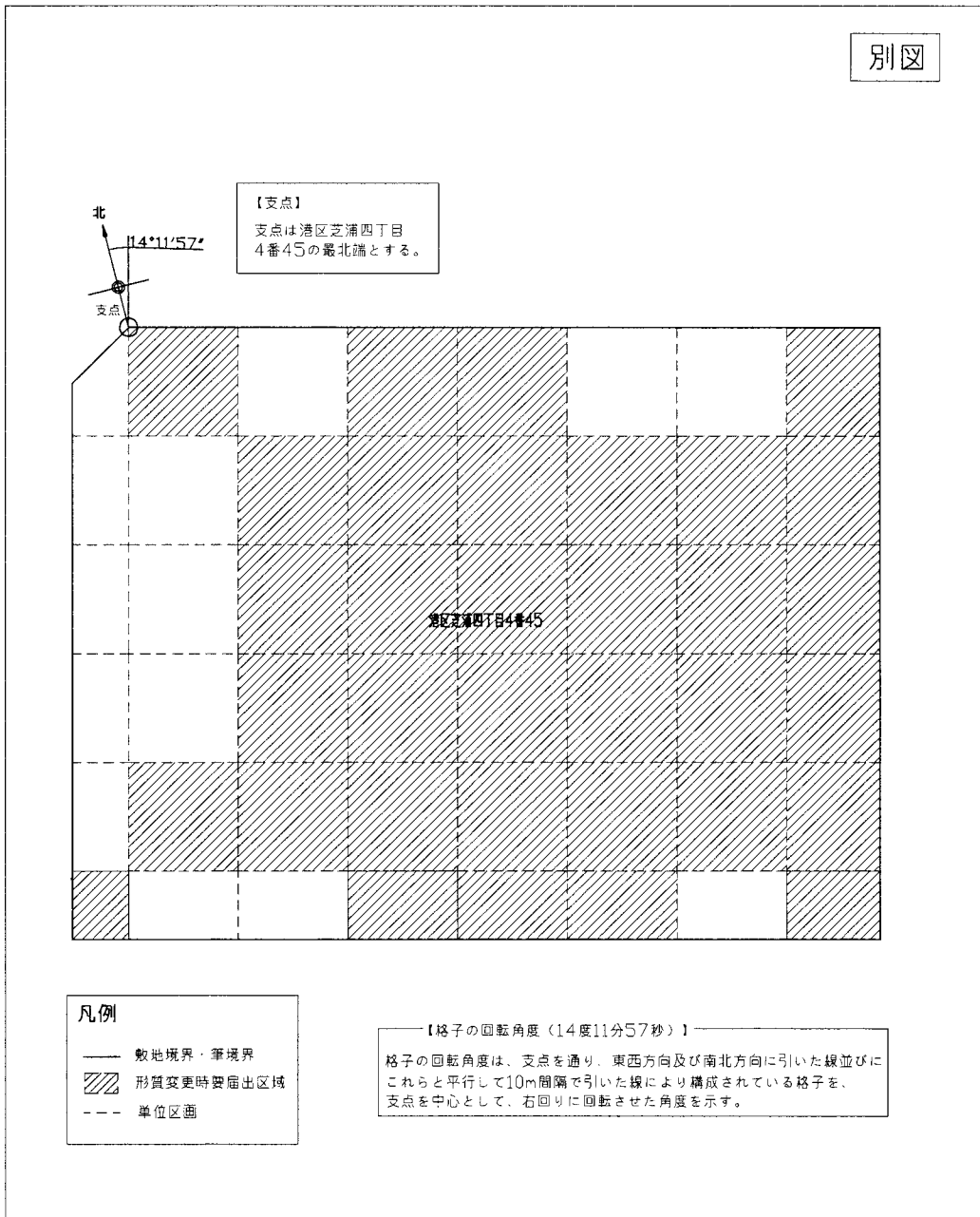
平成三十年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区芝浦四丁目内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百一十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千五百十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十日

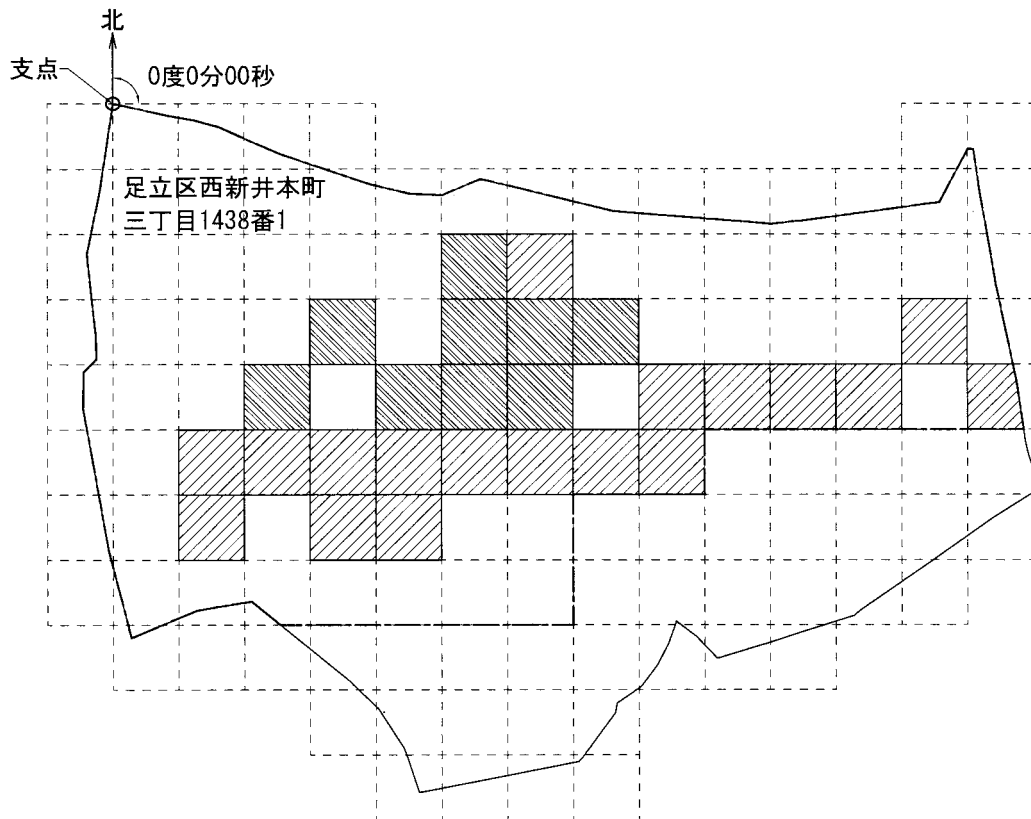
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区西新井本町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【支 points】
支 pointsは、足立区西新井本町三丁目1438番1の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分00秒）】
格子の回転角度は、支 pointsを通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支 pointsを中心として、右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域（平成29年東京都告示第1153号により指定した区域）
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第四百十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

ただし、法第四十九条第一号に該当する者(以下「法第四十九条第一号該当者」という。)のみを対象とする知識試験は、平成三十一年一月十三日の午前十一時からとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、平成一 わな猟免許、第一 種銃猟免許及び第 二種銃猟免許	平成三十一年一月 十三日	午前十時	足立区勤労福祉会館 足立区綾瀬一丁目 三十四番七号

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一

号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 狩猟免許申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、平成三十年十一月八日午前九時から同月二十八日午後五時までに、狩猟免許申請書の所定事項を記入し、次に掲げるものを添えて、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ持参して申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ

二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許申請手数料として、狩猟免許の種類ごとに五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、狩猟免許の種類ごとに三千九百円

ウ 現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する医師の診断書一通

オ 住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、

東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第千四百十三号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、平成三十年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
中央卸売市場	豊洲市場広報・見学案内員	月額	194,400円

附 則

この告示は、平成三十年十月十一日から施行する。

●東京都告示第千四百十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

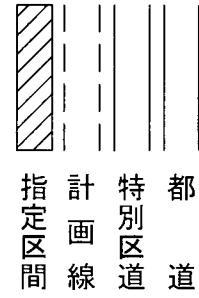
平成三十年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 都道鮫洲大山線
- 二 指定する区間 豊島区千早四丁目三番九地先から同区要町三丁目四十五番十二地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

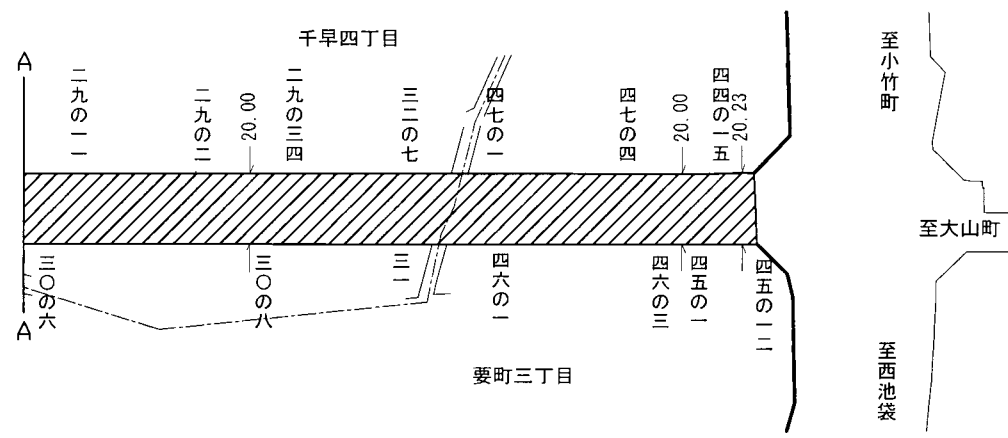
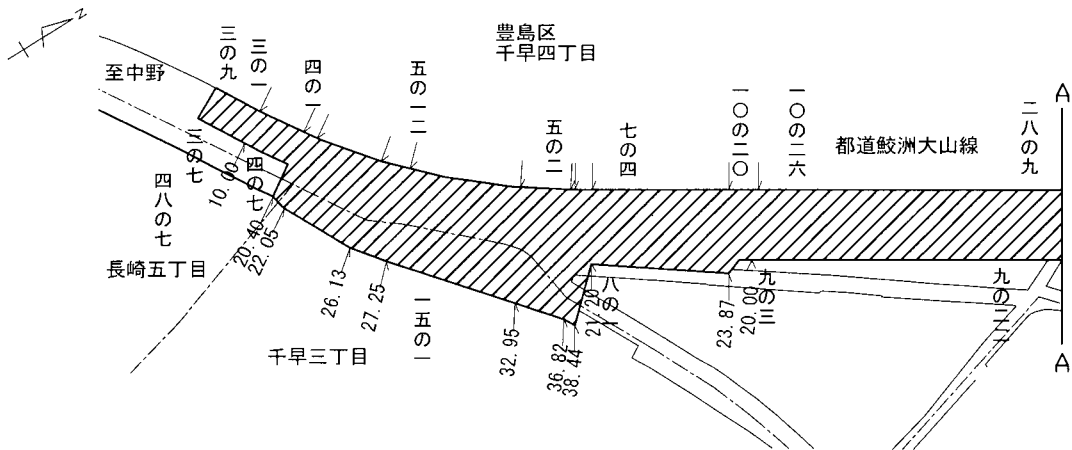
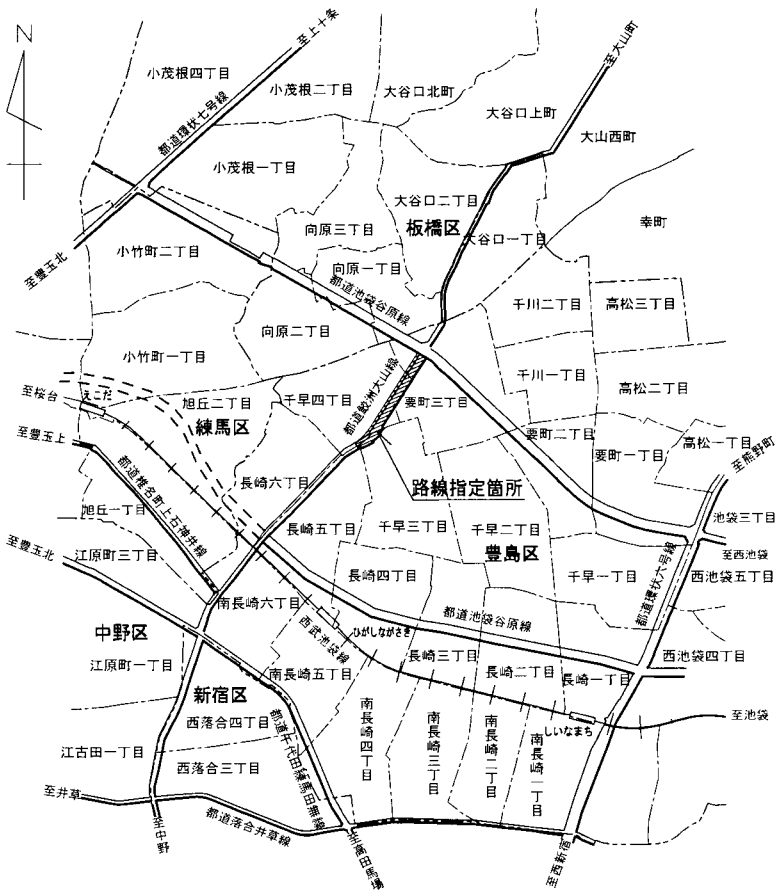
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道鮫洲大山線
豊島区千早四丁目～要町三丁目



延長 四五八・一六メートル

(電線共同溝予定名称 鮫洲大山・七号)



規則(人)

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。別表第八イの項中

東京都青少年・治安対策本部	部の部長(職務区分一に規定するものを除く。)
東京都病院経営本部(都立病院を除く。)	部の部長(職務区分一に規定するものを除く。)
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	

東京都青少年・治安対策本部	部の部長(職務区分一に規定するものを除く。)、豊洲市場総合調整担当部長
東京都病院経営本部(都立病院を除く。)	
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	

を

に、

東京都青少年・治安対策本部	担当部長(職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。)
東京都病院経営本部(都立病院を除く。)	
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	
東京都教育庁	

を

東京都青少年・治安対策本部	担当部長(職務区分一に規定するもの、職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。)
東京都病院経営本部(都立病院を除く。)	
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	
東京都教育庁	

に

改める。

附則

この規則は、平成三十年十月十一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第二十五号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月十日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程(昭和二十七年交通局規程第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局深川自動車営業所の項中「豊洲第一号系統」の下に、「陽第十二号系統」を加える。

附則

この規程は、平成三十年十月十一日から施行する。

告示(交)

●交通局告示第十号

昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、平成三十年十月十一日から実施する。

平成三十年十月十日

東京都交通局長 山手 斉

表市第一号系統の項終点の欄中「新橋駅前」を「豊洲市場」に改め、同項中「築地市場(循環)」を「勝どき駅前」に、「二・五〇〇」を「五・一八〇」に改め、同表中

波第一号系統	東京 テレポ 堤前	中央 防波 タ 駅前	テレ コム セン	往五・三四〇
波第一号系統	東京 テレポ 堤前	中央 防波 タ 駅前	テレ コム セン	往五・三三八

を

波第一号系統	東京 テレポ 堤前	中央 防波 タ 駅前	テレ コム セン	往五・三四〇
陽第一系	東陽 前	昭和 枝川	往復 五・二三八 三・八三〇	

改める。

正 誤

○平成二十五年三月二十九日付東京都訓令第二十一号
増刊23十一ページ上段中

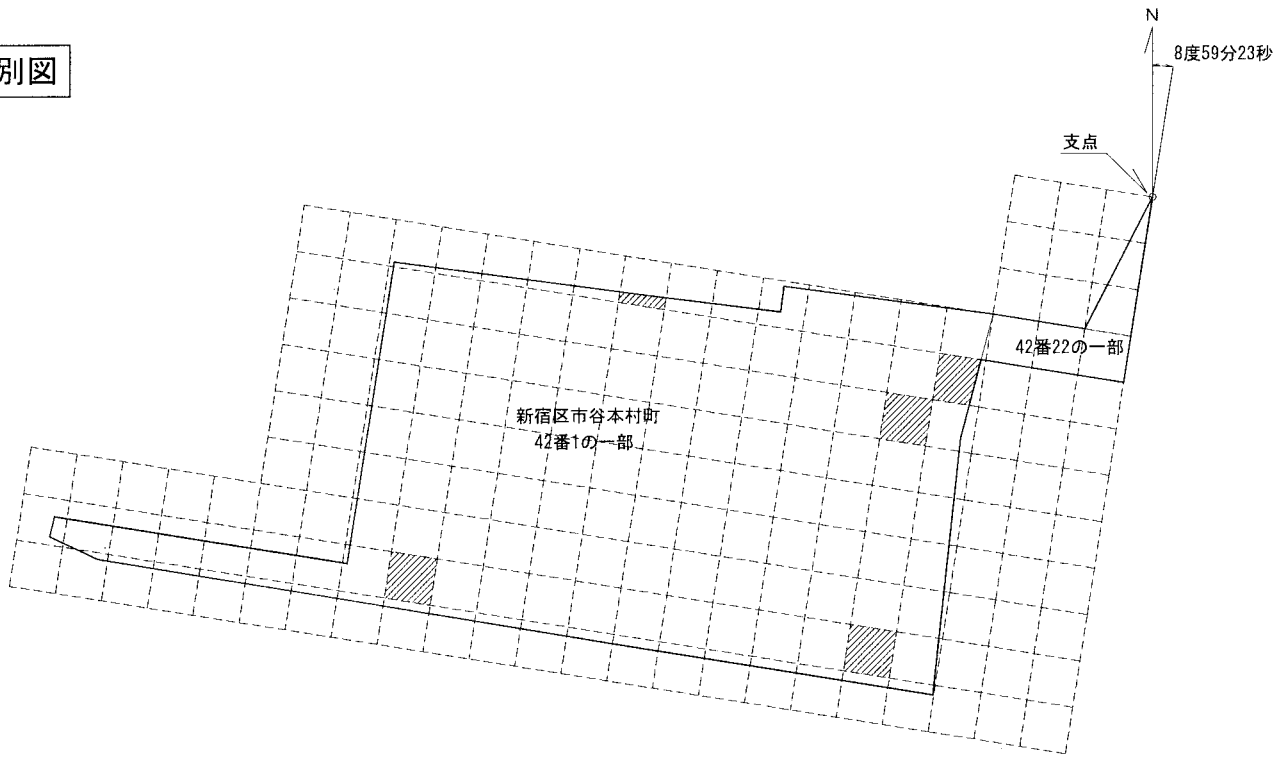
訂正する。

専門課長	を
専門課長	に

○平成三十年三月十五日付東京都告示第三百六十五号
三ページ上段の別図を次のように訂正する。

統 二系	統 三系	統 十二系
前 町 東陽	前 町 東陽	前 町 東陽
市 場 豊洲	テ レ 東 京	前 病 院 豊 洲
豊 洲 豊 洲	ポ ー ト 前 駅	大 学 江 東
往 復	往 復	二 丁 目
五・四〇三〇	五・二五〇	
五・一九〇	九・六八二	
		復 九・七四二

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

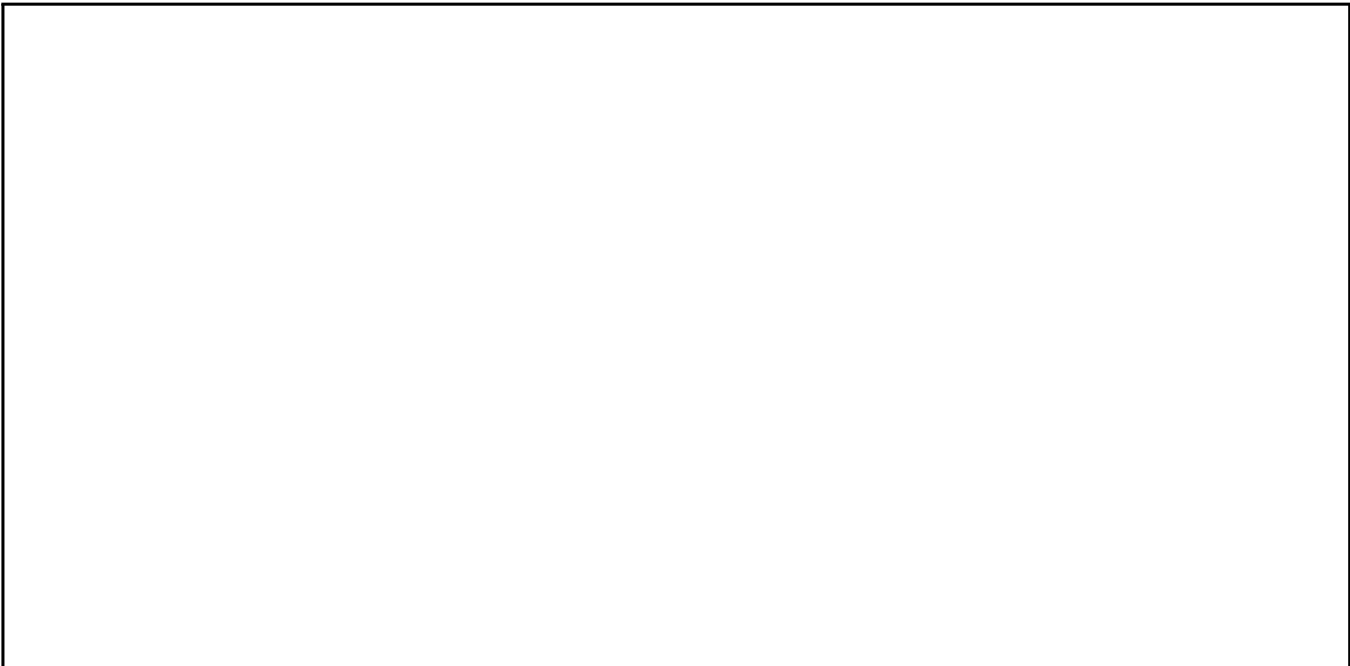
支点は、調査対象地の最北端とし、座標を下表に示す。

X	Y
-33785.0962	-9577.4257

※座標は測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系の座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（8度59分23秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001